

人事よろず 相談室

アドバイザーに聞く

最低賃金と残業代の基礎となる賃金について

Q 当社では毎年、最低賃金以上の賃金が支払われているかの検証を行っています。最低賃金と残業代の基礎となる賃金では違いがあると聞きました。詳しく教えてください。

A 最低賃金の算定においては実際に支払われる賃金から除外するものが決められており、残業代の基礎となる賃金は所定労働時間の労働に対して支払われる賃金から除外する事が出来るものが決められています。「除外するもの」と「除外する事が出来るもの」の内容に違いがありますし、残業代の基礎となる賃金の方は「除外する事が出来るもの」なので、除外しない事（残業代の基礎となる賃金に含める）も出来ます。



福島 達夫

福島労務サポートオフィス
代表/社会保険労務士/年金アドバイザー

解説：まず、最低賃金の「実際に支払われる賃金から除外するもの」は下記になります。

- (1) 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- (2) 1箇月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- (3) 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)
- (4) 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)
- (5) 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)
- (6) 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

次に残業代の基礎となる賃金の「所定労働時間の労働に対して支払われる賃金から除外する事が出来るもの」は下記になります。

- (1)家族手当 (2)通勤手当 (3)別居手当 (4)子女教育手当 (5)住宅手当
- (6)臨時に支払われた賃金 (7)1か月を超える期間ごとに支払われる賃金

最低賃金の方の(3)~(5)の割増賃金は、残業代の基礎の方に記載がありませんが、「所定労働時間の労働に対して支払われる賃金」が前提の為、そもそも含めません。

その他に関して、「精皆勤手当」「別居手当」「子女教育手当」「住宅手当」が相違しますが、特にご注意頂きたいのが「精皆勤手当」(皆勤手当、精勤手当も同じです)です。残業代の基礎となる賃金に「精皆勤手当」が含まれているか、今一度ご確認頂ければと思います。

その他の注意事項として、月給の場合に時給換算しますが、その際の労働時間数は最低賃金、残業代の基礎共に「1箇月平均所定労働時間」(※)を使います。

※「1箇月平均所定労働時間」= 1日の所定労働時間×年間所定労働日数÷12

所定労働日数の多い月、少ない月で計算結果が変わってしまうため、「1箇月平均所定労働時間」を使用します。

残業代の基礎の「家族手当」「通勤手当」「住宅手当」にも注意が必要で、除外できない場合があります。

「家族手当」は扶養家族の有無、家族の人数に関係なく一律に支給するもの。例えば、扶養家族の人数に関係なく、一律1か月1万5千円を支給する場合には除外できません。

「通勤手当」は通勤に要した費用や通勤距離に関係なく一律に支給するもの。例えば、実際の通勤距離にかかわらず1日300円を支給する場合には除外できません。

「住宅手当」は住宅の形態ごとに一律に定額で支給するもの。住宅の形態に関係なく一律に定額で支給するもの。例えば、賃貸住宅居住者には2万円、持家居住者には1万円を支給する場合や賃貸・持家関係なく一律2万円支給する場合には除外できません。

細かい決まりがありますが、生活の糧となる賃金の事ですので、正しく認識頂ければと思います。